

第5章 計画の取組

第5章 計画の取組

基本目標Ⅰ 男女がともに参画する地域社会の形成

方針1 政策・方針の立案及び決定過程への女性の意見の反映

現状と課題

急速な少子化・人口減少の進展、市民の価値観の多様化が進む中で、政治、経済、社会などあらゆる分野において政策・方針決定過程に男女が参画し、女性の活躍を推進して多様な視点が確保されることは、豊かで活力ある持続可能な社会を実現するとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現のために重要です。

世界経済フォーラムの「ジェンダー・ギャップ指数 2021」では、日本は 156 か国中 120 位、先進7か国（G7）中、最下位となっており、改善するためにも、政策や方針決定の場に女性の積極的な参画が求められます。（p.77・図表 22）

国においては、男女の候補者数ができるだけ均等になるよう、政党などに求める「政治分野における男女共同参画推進法」が平成 30 年（2018 年）施行され、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年（2020年）閣議決定）では、衆議員議員の候補者に占める女性の割合を令和7年（2025年）までに 35%に引き上げる目標を掲げていましたが、令和3年（2021年）10月に執行された第49回衆院選では、候補者に占める割合は、17.7%と前回（平成29年（2017年））の 17.8%を下回りました。また、当選者全体に占める女性議員の割合は、9.7%（45人）で、前回の 10.1%（47人）を下回りました。

一方、本市の審議会等委員の女性委員割合は、令和3年（2021年）は 28.5%で、上昇傾向にあるものの、目標の 30%には達しておらず、国と比較すると低い状況です。

市民意識調査によると、様々な分野の職業や方針を決定する役職に女性が増えることへの考え方として、「よいと思う」と回答した人の割合が 77.4%となっていますが、政治の場での男女平等の実現について「平等である」と回答した人の割合は 8.4%であり、「男性優遇」と回答した人の割合が 86.1%となっています。（p.78・図表 23・24）

多くの市民が、「様々な分野の職業や方針を決定する役職に女性が増えるとよい」と考えていますが、政治の場において女性の参画は進んでいない状況が現れています。

市の施策立案及び方針決定の場への女性の参画をさらに進めるとともに、その取組や効果を市民や事業所に周知し、地域全体の取組を進めることが重要です。

今後の取組

(施策1) 市の施策・方針決定過程への女性の意見の反映

市の施策の展開に多様な視点を反映するため、審議会等への女性の参画を促進するとともに、市の女性職員の職域拡大及び管理職への登用を推進します。


事業NO	取組	内容	担当課
1	審議会委員等への女性の登用の推進	多様な意見が市政に反映されるよう、全庁的に市の審議会・委員会等施策決定機関へ女性の登用を図ります。女性の参画を拡大するため、各課へ女性の積極的な登用を呼びかけます。	人権男女共同参画課 全課
2	職員の能力の適正な評価と職域拡大	性別にかかわらず職員の能力の適正な評価を行うとともに、職域の拡大を図ります。	職員課

(施策2) 企業・地域団体等の方針決定過程への女性の意見の反映

地域のあらゆる場の意思決定過程に多様な視点を活かすため、企業や地域等における女性の参画を促進します。

事業NO	取組	内容	担当課
3	明るい選挙推進啓発学習会	女性団体と共催し、政治への関心と投票率の向上を図るための学習会を開催します。	選挙管理委員会事務局
4 新規	女性管理職登用の推進	各商工団体や尾道人権啓発企業推進協議会と連携し、事業所等において女性の役員や管理職が増えるよう、情報を提供するとともに、事業所等の環境づくりを支援します。	人権男女共同参画課

成果目標

指標		現況値		目標値 (令和8年度)
①	審議会等委員の女性の占める割合	28.5%	令和3年度	35%
②	市職員の管理職（課長以上）のうち女性の占める割合	23.7%	令和3年度	25%以上 (令和7年度までに)
③ 新規	明るい選挙推進啓発学習会における参加者数	32人	令和2年度	40人
④	事業所の管理職のうち女性の占める割合	25.5%	令和2年度	

方針2 地域づくりへの女性の参画拡大

現状と課題

全国的に人口減少、少子高齢化が急速に進展しており、特に若い世代の大都市圏への人口流出が深刻化しています。

活力があり、住み続けたいと感じることができる、持続可能な地域をつくるためには、幅広い年代の男女が、まちづくり、福祉、環境保全、防災、防犯等の地域活動に参画し、新たな視点の導入や多様な人材の活用が図られる環境が重要です。

市民意識調査によると、地域社会での男女の地位平等について「平等である」と回答した人の割合は32.9%で、「男性優遇」と回答した人の割合は59.1%と、「平等である」と回答した人の割合を上回っています。(p.78・図表25) また、地域活動や社会活動への参加の障害として、「仕事が忙しく、時間がない」と回答した人の割合が33.0%と最も高くなっています。(p.79・図表26)

今後は、性別による役割分担意識を解消するための啓発を進めるとともに、多様な市民の参画による活動の事例を地域で共有し、仕事と家庭の両立を図るために、家庭において家事や育児、介護の責任をともに担う意識づくりなど、地域活動に積極的に参画できる意識や環境づくりが必要です。

近年、災害が激甚化してきており、性別により災害から受ける影響の違いなどを十分に配慮した男女共同参画の視点からの災害対応を行うことが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって重要になっています。

市民意識調査によると、今後の防災(災害復興も含む)活動に関して、男女の視点を取り入れて推進していくために、9割以上の方が「防災訓練や防災研修への女性の積極的な参加」、「パパママ教室、乳幼児と保護者を対象とした教室、PTA活動等、女性が多く参加する場での防災の研修・訓練」、「女性や乳幼児等に配慮した避難所等機能の確保」、「避難所などでの、男女別のニーズに配慮した支援マニュアルの充実」が必要と考えています。(p.79・図表27)

防災に関する政策・方針決定や避難所運営、防災訓練等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点から防災対策を推進することにより、地域の防災力向上を図ることが必要です。

今後の取組

(施策1) 女性が活躍する地域活動の促進

地域における様々な活動において、多様な視点が反映され、地域の活性化や暮らしやすい環境づくりにつながるよう、地域の取組を促進します。

事業NO	取組	内容	担当課
5	地域活動団体への啓発及び支援	町内会等地域における様々な活動団体へ男女共同参画に関する啓発を行います。また、市内で男女共同参画を目指す活動を行う団体の支援を行います。	人権男女共同参画課
6	女性団体等のネットワークの推進	市内の女性団体等と連携を図り、情報共有や男女共同参画に関する啓発を行うなどネットワークを推進します。	人権男女共同参画課
7	活動の場・機会の提供	生涯学習施設の利用促進と活動の機会の提供を図ります。	生涯学習課
8	協働のまちづくりの推進	市民と市（行政）が、共に特長を活かして地域の活性化に取り組む協働のまちづくり活動を進めます。	政策企画課


(施策2) 女性の視点を反映した防災の推進

地域防災力向上を図るため、防災（予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階を含む）に関する政策・方針決定や防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進します。

事業NO	取組	内容	担当課
9	防災における男女共同参画の推進	自主防災組織等への女性の参画を促進し、男女共同参画の視点に立った取組ができるよう推進及び支援を行います。	総務課
10	男女共同参画の立場に立った避難所運営	避難所に授乳室や男女別トイレを設置したり、女性職員を配置するなど、女性に配慮した避難所の環境整備に努めます。	総務課
11	消防職員委員会への女性の登用の推進	消防局内の職員の意見を求める委員会へ、積極的に女性を登用します。	消防局総務課

事業NO	取組	内容	担当課
12	消防団への加入促進	女性消防団員の入団促進及び活性化を図るため、定期的な広報及び募集活動を実施します。	消防局警防課
13	幼少年女性防火委員会の育成・運営	地域住民の防火思想の高揚を図り、火災のない明るい市づくりを実現するため、組織の強化、連絡協調及び運営指導を推進します。	消防局予防課
14 新規	災害時の男女共同参画センターとの連携	「災害時の男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク」に登録し、女性の視点から支援に必要な情報を共有します。	人権男女共同参画課

成果目標

指標		現況値		目標値 (令和8年度)
⑤	地域社会において男女が平等であると思う人の割合	32.9%	令和2年度	
⑥	消防団における女性団員数	56人	令和3年度	72人

基本目標Ⅱ 仕事と暮らしの充実

方針1 仕事と暮らしを両立するための支援

現状と課題

性別にかかわらず働きたい人すべてが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成*の機会を得ながらその能力を十分に発揮することは、一人ひとりの生活を豊かにするとともに、地域の社会経済の活力の向上の観点からも重要な意義を持ちます。

女性活躍推進法*や働き方改革関連法に基づく事業所の取組、保育サービスの充実等、これまでの取組により、女性の労働力率が結婚・出産の時期である年齢層で落ち込むM字カーブ*問題は本市においても解消されつつあります。

しかしながら、事業所調査によると、ワーク・ライフ・バランス*の推進に「取り組んでいる」と回答した事業所の割合は約5割に留まっています。(p.80・図表28)

また、市民意識調査によると、「仕事」、「家庭生活」ともに優先したい市民で、現実でも実践できている人の割合は4割台であり、男性では「仕事」を優先している」と回答した人の割合が約4割、女性では「仕事」を優先している、「家庭生活」を優先している」と回答した人の割合がともに2割台となっています。(p.80・図表29)

事業所調査によると、女性の活躍やワーク・ライフ・バランス*を推進する上で行政に望むことについては、「保育所、放課後児童クラブ等の子育て支援の充実」、「介護サービス、介護施設、生活支援等の充実」が上位となっています。(p.81・図表30)

さらに、男性の育児休業の取得率は低く、期間は短くなっており、事業所調査の結果では、男性の育児休業取得促進のための取組に「取り組んでいない」と回答した事業所の割合が48.6%となっています。(p.82・図表31)

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、テレワークの導入等で働き方に変化がもたらされており、柔軟で多様な働き方は、就労の場における女性の活躍や男性の家庭生活の参画につながります。

法整備や事業所の両立支援制度の整備が進められる中、事業所のトップや管理職がワーク・ライフ・バランス*を持続的成長のための経営戦略として捉えるための啓発や働きかけとともに、保育サービス、介護サービス等の行政に求められている事業の充実を図ることが必要です。

また、市民一人ひとりが、ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けた意識を高め、家庭や職場、地域における環境づくりを進めていくよう、効果的な啓発を推進することが必要です。

今後の取組

(施策1) 働き方改革の推進

長時間労働の削減や労働生産性の向上など、働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進等について啓発するなど、事業所におけるワーク・ライフ・バランス*の取組を推進します。

事業NO	取組	内容	担当課
15	多様な働き方に関する情報の提供	多様な働き方に関して国・県・関係機関からの情報収集・提供を図ります。	商工課
16	ワーク・ライフ・バランス*の推進	ワーク・ライフ・バランス*の意義や新型コロナウイルス感染症の影響による働き方の見直しに向けて啓発を行います。	人権男女共同参画課
		仕事と育児・介護の両立支援に取り組む事業所の情報提供を行う等、男女を問わず就労生活と家庭生活の調和の取れるような働き方の見直しについて普及・啓発を行います。	商工課
		市役所において、ワーク・ライフ・バランス*を推進するため、男性職員の育児参画、職員の年次有給休暇の取得を促進します。	職員課 «新規»
17	育児・介護休業制度の利用促進	育児・介護休業が取得しやすい職場環境整備のため、事業主に対して各種制度のPRにより、育児・介護休業制度の利用促進を図ります。	商工課
18 新規	デジタル技術の活用	庁内デジタルファースト宣言*にあるよう、「市民サービス」、「まちづくり」、「行政運営」においてデジタル技術を最大限活用する取組を推進します。	情報システム課
19 新規	I C T *を活用した新しい働き方の推進	育児・介護等と仕事の両立に向けた雇用環境の整備や、I C T *の利用促進を支援します。	商工課
20 新規	パパの輪プロジェクト	イベント等の実施を通して、親子の絆をより強化し、父親同士の横のつながりを構築します。多くの父親が育児を楽しむとともに、積極的なかわりを持つよう、意識啓発を図ります。	子育て支援課

(施策2) 仕事と暮らしを両立するためのサービスの充実

男女がともに職業生活と家庭生活の両立を図れるよう、保育サービスの充実など、子育て支援の拡充を図るとともに、急速な高齢化を背景として社会的問題となっている介護離職を防止するよう、介護サービスの基盤整備を推進します。



事業NO	取組	内容	担当課
21	保育所等における保育サービス事業	保護者の就労形態の多様化等に対応し、保育所等におけるサービス（通常保育・延長保育・休日保育・幼稚園における預かり保育の実施等）の充実を図ります。	子育て支援課 教育委員会庶務課
22	一時保育事業	保護者の就労形態の多様化や保護者の傷病・リフレッシュ等による一時的な保育の需要に対応し、就学前児童の保育を行います。	子育て支援課
23	病児・病後児保育事業	児童が病気などのために集団保育が困難な期間、その児童の保育を行います。	子育て支援課
24	放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全育成を目的に、放課後児童クラブの運営を行います。	子育て支援課
25	介護サービスの充実	高齢者が住み慣れた地域や自宅での生活が維持できるよう、在宅生活を支える介護サービスの基盤整備を推進します。	高齢者福祉課
26 新規	子育て支援におけるICT*化推進事業	放課後児童クラブ、子育て支援センター、子育て世代包括支援センターほか [＊] 等の施設において、利用児童等の入退出管理やオンラインを活用した相談支援を実施するなど、ICT*化の推進を図ります。	子育て支援課

(施策3) 個人の生活の充実による多様な暮らし方の実現

家庭生活において、男女がともに責任を担い、家事や子育て、介護等に参画できるように、家庭における男女共同参画の重要性の啓発とともに、参画するための知識や技術を習得するための学習機会の充実を図ります。

事業NO	取組	内容	担当課
27	料理教室への男性参加の推進	勤労青少年ホームにおいて、男性が参加しやすい料理教室を実施します。	生涯学習課
28	家庭教育支援事業の充実	子育て家庭の教育力の向上に向けて、家庭教育の学習機会の提供、地域の支援組織の支援や育成を行います。	生涯学習課
29	介護講座への男性参加の推進	家族が協力して介護を行い、在宅での介護と仕事や他の生活との両立が図れるよう、要望のあった時に随時、各地区社会福祉協議会や民生委員会等で介護に関する説明会を実施します。	高齢者福祉課

成果目標

指標		現況値		目標値 (令和8年度)
⑦	家庭生活と他の生活を両立できている人の割合	41.5%	令和2年度	
⑧ 新規	ワーク・ライフ・バランス*に取り組んでいる事業所の割合	49.7%	令和2年度	
⑨ 新規	広島県男性育児休業等促進宣言企業のうち市内企業登録数(累計)	10社	令和2年度	20社
⑩ 新規	市の男性職員の育児休業の取得率	7.9%	令和2年	30%以上 (令和7年度までに)
⑪ 新規	市の男性職員の子どもの出生に伴う特別休暇の平均取得日数	3.0日	令和2年	5日以上 (令和7年度までに)
⑫ 新規	市の職員一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数	10.2日	令和2年	15日以上 (令和7年度までに)
⑬ 新規	市におけるRPA*の利用の拡大	6件	令和2年度	10件
⑭ 新規	市におけるAI*議事録作成支援システムの利用による作業時間の短縮	60時間	令和2年度	240時間
⑮	待機児童数	0人	令和3年度	0人
⑯ 新規	オンライン子育て支援システム「キッズWeb☆尾道」利用者数	830人	令和2年度	1,100人

方針2 女性の職業生活における活躍の推進

現状と課題

就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。また、働きたい人がその能力を発揮できる環境づくりは、ダイバーシティ*の推進や多様な視点によるイノベーション*の促進につながり、事業所の持続可能な成長にも極めて重要です。

国においては、令和元年（2019年）6月に女性活躍推進法*が改正され、女性労働者の活躍推進に係る一般事業主行動計画の策定義務の対象が、常時雇用する労働者が101人以上の事業主に拡大されました。

法整備や国等の取組により、事業所における取組も進みつつあり、女性の労働力率については、結婚・出産の時期である年齢層で落ち込むM字カーブ*問題が全国的に解消されつつあります。しかし、正規雇用労働者比率は25～29歳をピークに低下し続けるというL字カーブ*が新たな問題となっています。非正規雇用は、多様な就業ニーズへの対応として意義がありますが、正規雇用との待遇差があることから、女性の貧困や男女間の格差の一因となっています。

事業所調査によると、ポジティブ・アクション*や女性活躍、ワーク・ライフ・バランス*等の推進に取り組む割合は、前回（平成28年度（2016年度））調査から上昇していますが、事業所規模によって取組が進んでいない状況もみられ、仕事と家庭生活が両立できる環境づくり等が進んでいないため「対応できる人材がない」という回答もあがっています。（p.82・図表32）女性の活躍やワーク・ライフ・バランス*を推進する上で行政に望むことについては、保育サービス、介護サービスの充実に続いて、「目標達成事業所への助成制度（財政的支援）を整備」、「リーダーや管理職を目指す女性の能力開発や意識向上のための研修の実践」が上位となっています。（p.81・図表30）

女性活躍推進法*に基づく取組を支援するため、就業環境整備や取組事例等の情報提供、研修を行うことが必要です。

また、働きたい女性がその能力を十分に発揮できるよう、キャリア形成*や再就職、創業のための支援等、多様なニーズに応じた働き方への支援が必要です。

今後の取組

(施策1) 職場における男女共同参画の推進

女性の活躍推進の必要性を企業・団体へ広く働きかけるとともに、雇用の分野において男女の均等な機会や待遇が確保されるよう、職場の環境づくりを推進します。

また、農林水産業及び商工業等の事業活動や創業において、性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮し、共に参画できるよう環境を整備します。

事業NO	取組	内容	担当課
30	女性が活躍できる環境整備等への取組	経済界が主体となって労働団体や国・県・市町が参画して結成した「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」の一員として連携を図り、働き方改革、女性の活躍推進のための環境づくりを進めます。	人権男女共同参画課 商工課 子育て支援課
31	関係施策等の広報及び企業・団体への啓発	国・県の関係施策や制度についての周知とともに、関係団体と連携を図り、企業・団体に対する啓発のための取組を行います。	人権男女共同参画課 商工課
32	企業・団体への研修会の実施	尾道人権啓発企業推進協議会と連携し、研修会を実施します。	人権男女共同参画課
33	特産品生産など農林漁業者への支援	地域特産品の産地化等、関係機関と連携しながら生産・販売しやすい環境づくりを支援し、担い手の育成を促進します。	農林水産課
34	6次産業*化の支援	農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、農林漁業者等が行う新商品開発や販路開拓など、農山漁村地域ビジネスの取組を支援します。	農林水産課
35 新規	各種ハラスメントの防止	マタニティハラスメント*、セクシュアルハラスメント*、パワーハラスメントなど各種ハラスメント防止に向けた啓発、研修を行います。	人権男女共同参画課 職員課 学校経営企画課

(施策2) 女性のキャリア形成*支援と人材育成

働きたい女性がその能力を十分に発揮できるよう、キャリア形成*のための支援を行います。

事業NO	取組	内容	担当課
36	能力習得のための情報提供	能力習得のための国・県・関係機関からの情報収集・提供を図ります。	商工課
37 新規	女性のキャリア支援	関係機関と連携を取りながら、キャリアデザイン*のための学習機会や情報提供の充実を図ります。	商工課

(施策3) 就業継続や再就職、創業等への支援

働きたい女性がその能力を十分に発揮できるよう、再就職、創業のための支援等、多様なニーズに応じた働き方への支援を行います。

事業NO	取組	内容	担当課
38	起業や経営能力の向上に関する支援	関係機関と連携を取りながら、起業・第2創業に向けての具体的な疑問・問題点の解決を支援します。	商工課
39	企業合同説明会の開催	地元就労に向けた雇用機会の創出のため、企業合同説明会を実施します。	商工課
40	出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実	出産や育児などによる離職後の再就職がスムーズにできるよう、国・県・関係機関と連携を取りながら学習機会や情報提供の充実を図ります。	商工課
41 新規	女性の再就職、転職等の就業支援	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い離職を余儀なくされた人、子育て世代の就職希望者に対し、就職につながる機会の提供、就職に向けた対面型相談や電話相談、オンライン相談など、相談窓口の充実を図ります。	商工課

成果目標

指標		現況値		目標値 (令和 8 年度)
⑰ 新規	女性就業率	43.4%	平成 27 年度	51.4%
⑱	就職の機会や職場の中で男女が平等であると思う人の割合	22.3%	令和 2 年度	➡
⑲	ポジティブ・アクション*に取り組んでいる事業所の割合	38.6%	令和 2 年度	➡
⑳ 新規	ブランド認証農産物（累計）	7 品目	令和 3 年度	10 品目
㉑ 新規	6 次産業* 化支援件数（累計）	8 件	令和 2 年度	10 件

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現

方針1 生涯を通じた健康づくりと安心して暮らすための支援

現状と課題

誰もが性別にかかわらず生涯を通じて心身ともに健康で豊かな暮らしを送るためには、性別による身体の機能や特性を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことが重要です。

心身の健康について、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手することは、健康を維持・増進するために必要です。また、子どもの数や出産の時期、子どもを産むかどうかなど、性と生殖について自己決定を行い生涯にわたる健康を享受する権利「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の考え方の浸透も重要です。

市民意識調査によると、妊娠・出産を担う女性が生涯にわたり心身ともに健康であるために必要なこととして「思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期に合わせた健康づくり支援の充実」、「心身にわたる様々な悩みに対応する相談体制の整備」、「働く女性の母性保護のための企業への啓発」、「妊娠・出産に関する情報提供の充実」、「健康診査など、健康づくりに関する情報提供の充実」、「学校における人権尊重及び健康の視点に立った性教育の充実」がいずれも4割台から5割台となっています。(p.83・図表33)

さらに、人生100年時代を見据え、健康寿命*延伸のために生涯にわたる健康づくり支援が重要です。

身体的性差を十分に理解し、人権が尊重されるよう、誰もが生涯にわたり主体的に健康づくりに取り組み、ライフステージ*に応じた健康づくり支援の充実を図ることが必要です。

女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景とし、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況があります。特に女性の貧困は、ひとり親をはじめ子育て世帯においては子が成人した後も続くことや、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性、高齢者女性も含め、その支援を検討する必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある人に、より深い影響をもたらしている状況があります。

また、性的指向*・性自認*に関すること、障害があること、外国人であること等を理由とした社会的困難を抱えている人が、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景にさらに複合的な困難を抱えることがあります。

女性の貧困等を解消し、その影響を断ち切るために、子どもの貧困対策のみならず、個人の様々な生き方に沿った自立のための支援が必要です。

また、高齢者や障害者、外国人、性的マイノリティ(LGBT等)*等の理由により社会的困難を抱えている人が安心して自立して暮らすことができる環境づくりを進めることが必要です。

今後の取組

(施策1) 生涯を通じた健康保持・増進の支援と権利の尊重

男女が生涯を通じて心身の健康を維持するために、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに生まれ育つための支援とともに、ライフステージ*に応じた市民の主体的な健康づくりの実践を支援する環境整備を推進します。

事業NO	取組	内容	担当課
42	妊婦・乳児一般健康診査（医療機関委託）	母子健康手帳・健康診査受診券交付時に個別相談と情報提供を行うとともに、妊婦及び乳児の疾病予防と早期発見を促進します。	健康推進課 御調保健福祉センター
43	子育て世代包括支援事業・各種相談事業	妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない相談支援を行うことで、保護者及び乳幼児の健康増進を図ります。	健康推進課 御調保健福祉センター 子育て支援課
44	こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、乳児の身体計測、育児及び保護者の健康に関する相談、子育て情報の提供を行います。	健康推進課 御調保健福祉センター
45	健康診査の充実	40～74歳までの尾道市国民健康保険被保険者を対象として、生活習慣病の予防に重点をおいた特定健康診査*を実施します。	保険年金課
		疾病の早期発見、早期予防のために健康診査や肺・胃・大腸・子宮頸部・乳・前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診を実施し、精密検査の受診率の向上を目指します。	健康推進課 御調保健福祉センター
46	健康教育・健康相談事業	健康の保持・増進、疾病の予防のため、新興感染症*に留意し、生活習慣病の重症化・フレイル*の予防等知識の普及及び啓発を行います。	健康推進課 御調保健福祉センター
47	幸齢ウォーキング推進事業	生活習慣病やフレイル*、認知症等を予防するために、インセンティブ*を設定してウォーキングの習慣化を推進します。	健康推進課
48	シルバーリハビリ体操事業	介護予防の推進を図り、地域住民が相互に支え合う地域づくりを目指すため、シルバーリハビリ体操指導士を養成し、地域でボランティアとしてシルバーリハビリ体操を普及します。	高齢者福祉課

(施策2) 生活上の困難を有する人に対する支援

ひとり親家庭や高齢者、障害者、外国人等の理由により生活上の困難を抱える人が、自分らしく安心して暮らせるよう、自立支援を推進します。

事業NO	取組	内容	担当課
49	女性相談事業	生活上の問題、家庭・子ども・男女関係等様々な悩みごとの相談を受けるとともに、関係課や各関係機関との連携を図りながら、男女共同参画の視点に立って問題解決への助言を行います。	社会福祉課 因島福祉課 人権男女共同参画課
50	子育て支援センター	子育てに対する様々な悩みや心配などについて、専門の職員が相談に応じるとともに、子育て親子の交流の場として活用するなど、地域の子育て応援に取り組みます。	子育て支援課
51	母子・父子自立支援事業	母子家庭、父子家庭の自立を支援するために母子・父子自立支援員等を配置し、生活全般にわたる相談や就労環境の調整及び求人情報・福祉施策情報の提供などを行います。 また、母子家庭等自立支援給付（母子家庭等高等職業訓練促進給付、母子家庭等自立支援教育訓練給付等）を行います。	子育て支援課 因島福祉課
52	母子・父子福祉センター	ひとり親家庭の各種相談に応じるとともに、就労支援や教養講座、親子交流会等を実施し、ひとり親家庭の福祉の向上を図ります。	子育て支援課
53	各種制度の広報・情報提供	広報紙、各種会合等により、ひとり親家庭に関する情報を提供します。	子育て支援課
54	家庭児童相談事業	児童に関する様々な問題について、専門の相談員が相談に応じ、必要によっては専門機関と連携します。	子育て支援課
55	市営住宅入居に係る優遇等	生活上の困難を有する世帯に対し、入居者選考が抽選の場合は当選確率を優遇します。 また、世帯状況に応じて、入居要件となる収入基準の緩和や家賃算定において各種控除を適用します。 そのほか、家賃減額が必要と認められる場合は、減免等を行います。	まちづくり推進課

事業NO	取組	内容	担当課
56	障害者総合支援法等の福祉サービスの充実	<p>障害のある人たちが地域で安心して日常生活が送れるよう、居宅介護事業、生活介護事業、短期入所事業などの障害福祉サービスの充実を図るとともに、補装具や日常生活用具などの福祉機器の支給を行います。</p> <p>また、生活のしやすさと豊かさを高めるため、社会福祉協議会を中心としたボランティア活動の推進、障害者社会参加促進事業を通じて障害者の社会参加を促進します。</p>	社会福祉課 因島福祉課
57 新規	外国人等への支援の充実	<p>国・県と連携を図り、日本語習得や外国人材の受入・就労に必要な環境整備を進めるための情報提供を図ります。</p>	商工課
		<p>尾道市ホームページでの対応言語（外国語）を増やすことにより、外国人へ暮らしに関する市政情報の発信を図ります。</p>	秘書広報課
58 新規	ヤングケアラー*支援事業	<p>福祉、介護、医療、教育等の関係機関が連携し、ヤングケアラー*を早期に発見して適切な支援につなげるため、研修を実施するとともに、実態把握に努めます。</p>	子育て支援課 教育指導課 社会福祉課 高齢者福祉課
59 新規	福祉まるごと相談窓口運営事業	<p>ひきこもりや貧困、介護といった複合化した課題等、制度の枠に収まりきらない「困りごと」の相談を行い、様々な関係機関と連携しながら解決に向けて取り組みます。</p>	社会福祉課

成果目標

指標		現況値		目標値 (令和8年度)
② 新規	子どもを安心して産み、育てることができると感じる市民の割合	58.6%	令和3年度	65.0%
③	健康寿命* (人口：広島県人口移動統計調査)	男 79.02歳 女 83.42歳	令和元年	延伸
④	特定健康診査*受診率	36.0%	令和元年度	60%
⑤ 新規	5がん（胃、肺、大腸、子宮、乳）の精密検査受診率	73.4%	令和元年度	76%
⑥ 新規	プラス10分てくてく運動参加者数	1,913人 【2,547人】	令和2年度 【令和元年度】	2,800人
⑦	シルバーリハビリ体操参加者数	15,524人 【25,542人】	令和2年度 【令和元年度】	31,000人
⑧ 新規	尾道市ホームページの対応言語（外国語）数	4言語	令和2年度	8言語

方針2 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

現状と課題

DV*や性犯罪・性暴力、ストーカー*などは、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で暴力の根絶を図ることは重要な課題です。

また、ICT*の進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、男女間の暴力の被害は一層多様化しており、新たな形の暴力に対応する必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、家庭内の暴力の増加や深刻化も懸念されています。

国においては、令和2年（2020年）6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、被害申告・相談をしやすい環境の整備、切れ目のない手厚い被害者支援の確立、教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防などを行うことが示されました。

市民意識調査によると、配偶者やパートナーから、身体的暴行を受けた割合が男性で8.0%、女性で18.5%、心理的攻撃を受けた割合が男性で8.3%、女性で14.4%、性的強要を受けた割合が男性で0.3%、女性で14.2%となっています。（p.83・図表34）

また、配偶者や恋人から受けた暴力について相談した先として、相談窓口の割合は低く、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人の割合が50.0%であり（p.84・図表35）、相談窓口の認知度は、31.7%に留まっています。

男女間の暴力を防止するために必要なこととして、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」と回答した人の割合が最も高く、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」、「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」、「加害者への罰則を強化する」が上位となっています。

（p.84・図表36）暴力を認識し、許さない地域社会の環境をつくるための啓発とともに、子どもの頃からの教育が必要です。

また、男女間の暴力の被害を早期に発見し、被害者に対して必要な対応や支援を迅速に行うため、相談窓口の周知や利用しやすい体制整備を推進するとともに、広島県や関係機関等との連携を強化する必要があります。

今後の取組

(施策1) 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成

配偶者等からの暴力やストーカー*行為等、性別に起因する暴力を許さない社会環境を整備するため、暴力を正しく認識し、防止するための教育・啓発を推進します。

事業NO	取組	内容	担当課
60	DV*(デートDV*)防止のための啓発の推進	DV*(デートDV*)に関する正しい知識の普及のため、広報等を活用し、啓発を図ります。	社会福祉課 因島福祉課
		人権擁護委員と連携し、中・高校生に対してデートDV*についての人権教室を実施し、予防啓発を行います。	人権男女共同参画課

(施策2) 相談・支援体制の整備・充実

被害者の立場に立ち、相談しやすい体制の整備、支援に関する基本的な情報の提供、緊急時における安全の確保を行うとともに、自立に向けた継続的な支援を推進します。





事業NO	取組	内容	担当課
61	DV*被害者の相談・保護体制の充実	県・関係機関と連携し、相談・保護体制の充実を図ります。	社会福祉課 因島福祉課
62	被害者の自立支援	被害者が自立した生活を送れるよう、関係機関と連携し、情報提供や支援を行います。	社会福祉課 因島福祉課
63	DV*被害者の一時避難先の居住支援	DV*被害者に対し、一時避難先として市営住宅を提供します。(原則6か月、最長1年間)	まちづくり推進課
64	加害者対応に関する情報提供	県・関係機関からの加害者対応に関する情報を収集し、必要に応じ提供します。	社会福祉課

(施策3) 関係機関との連携強化

被害者の保護及び自立支援を図るため、関係機関、団体等と連携を強化し、効果的な取組を推進します。

事業NO	取組	内容	担当課
65	要保護児童対策及びDV*防止地域協議会	DV*と児童虐待双方の関係機関と情報を共有し、連携を強化します。	社会福祉課 因島福祉課 子育て支援課

成果目標

指標		現況値		目標値 (令和 8 年度)
②9	「平手でうつ」ことがどんな場合でも暴力にあたると思う人の割合	77.1%	令和 2 年度	
③0	身体的な暴力を受けた経験がある人の割合	14.5%	令和 2 年度	
③1	精神的な暴力を受けた経験がある人の割合	12.1%	令和 2 年度	
③2	性的な暴力を受けた経験がある人の割合	8.7%	令和 2 年度	
③3	男女間の暴力に関する相談窓口の認知度	31.7%	令和 2 年度	70%

基本目標Ⅳ 人権尊重と男女共同参画への意識づくり

方針 1 互いの人権を尊重する意識の醸成

現状と課題

「基本的人権の尊重」は、日本国憲法において侵すことのできない永久の権利として保障され、男女共同参画社会基本法*では、「男女の人権の尊重」が基本理念として掲げられています。

しかし、社会において、性別、障害があること、外国人であること、性的マイノリティ（LGBT等）*に対する偏見や差別、女性や子ども、高齢者、障害者への暴力などの人権侵害が生じています。

また、様々な偏見や差別は、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景としてさらに複合的な困難を抱えることにつながることがあります。

市民意識調査によると、男女共同参画社会実現のために行政の施策に望むものとして、「学校教育の場などでの男女平等や相互理解のための学習の充実」、「広報紙や講演会などによる男女の平等、相互理解・協力についての啓発」があがっています。（p.85・図表37）

多様な属性の人々の人権が尊重される地域社会をつくることは、市民一人ひとりが、安心して暮らし、個性や能力を発揮して活躍するために極めて重要です。

子どもから高齢者まで、男女平等や多様な属性の人々についての正しい理解を深め、社会全体がお互いの人権を尊重するための教育や情報提供の充実を図る必要があります。

また、国の男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における様々な取組と密接に関係しており、SDGs*では17の持続可能な開発目標の1つとして「ジェンダー*平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント*を図る」ことが掲げられています。本市においても、国際社会における取組に関する理解を促進することが必要です。

今後の取組

(施策1) 人権を尊重する教育・学習の充実

性別にかかわらず一人ひとりの人権を尊重する意識を形成するため、学校教育や生涯学習等、教育・学習の充実を図ります。

事業NO	取組	内容	担当課
66	人権啓発推進事業	市内の事業所が自主的に行う人権学習会等の取組に対し、講師派遣やビデオなどの視聴覚教材の貸出を行います。また、公式 Facebook で人権啓発に関する情報を発信します。	人権男女共同参画課
67	おのみち市民大学講座等の開催	地域課題や社会的課題の解決をテーマとした各種講座・講演会を実施し、学習機会を提供します。	生涯学習課
68	教職員の研修	豊かな心を育む教育の充実を図るための教職員に対する研修を行います。	教育指導課 学校経営企画課

(施策2) 国際社会における取組に関する理解の促進

国際的な状況の情報収集・提供の充実を図ることにより、市民の男女共同参画の意識の醸成を図るとともに、外国人の人権が尊重され、安心して暮らすことができるよう、国際交流、相互理解の促進を図ります。

事業NO	取組	内容	担当課
69	「広報おのみち」への啓発記事の掲載	「広報おのみち」に「国際交流コーナー」を設け、市民の国際交流及び相互理解の促進を図ります。	秘書広報課
70	国際交流推進事業	海外からの留学生の受入や交流イベント、日本語教室への支援等を行うことにより、市民が外国人と接する機会を増やし、相互理解の促進を図ります。	秘書広報課
71	多文化共生社会に対する理解の推進	国籍や文化の違いを認め合い、市民と外国人が、共に暮らしやすいまちづくりを推進するために、講座やパネル展等を実施し啓発を図ります。	人権男女共同参画課
72	日本語学習支援ボランティア研修の実施	(財)ひろしま国際センターなど関係機関との連携により、支援者向けスキルアップ講座を実施します。	生涯学習課

成果目標

指標		現況値		目標値 (令和8年度)
③④ 新規	一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合	49.6%	令和3年度	60%
③⑤	国際交流が推進されていると感じる市民の割合	29.7%	令和3年度	35%

方針 2 性別に係る固定的な意識の解消

現状と課題

男女共同参画を推進する様々な取組が進められており、法制度の整備は進んできていますが、依然として、長年にわたり人々の中に形成されてきた固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定的概念が、政治や就労の場、地域活動、家庭等の様々な場における男女共同参画の推進を妨げる一因となっています。

市民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別役割分担意識について賛成する人の割合は26.5%であり、前回調査（37.2%）と比較して低下していますが（p.86・図表38）、社会全体での男女の地位の平等感について「平等である」と回答した人の割合は12.9%であり（p.86・図表39）、社会通念・慣習、しきたりなどでは、「平等である」と回答した人の割合も13.6%と低くなっています。（p.86・図表40）

一人ひとりが、性別によって制約されることなく個人として尊重され、自らの意思によって自分らしい生き方が選択でき、多様性を認め合うことが大切です。

その際、男女共同参画に関心の低い層や若者、企業・団体の経営者等を含め、多様な媒体を活用し、効果的な啓発活動を推進する必要があります。

また、性別にかかわらずライフステージ*に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選ぶよう、男女共同参画の視点を踏まえた学校教育や生涯学習を推進することが必要です。

今後の取組

（施策 1） 広報・啓発による理解の促進

性別に基づく固定的な役割分担意識や性差による偏見の解消、男女共同参画の理解促進等、子どもから高齢者まで幅広い層の発達段階を踏まえ、親しみやすく、わかりやすい広報・啓発活動を推進します。





事業NO	取組	内容	担当課
73	男女共同参画社会づくり講演会・研修会等の開催	市民の男女共同参画社会に対する認識を深め、意識の醸成を図るため、講演会や研修会等を開催します。また、幅広い年齢層に対応するため電子申請システムを取り入れます。	人権男女共同参画課
74	「広報おのみち」への人権問題に関する啓発記事の掲載	市民の人権問題に対する認識を深め、人権意識の醸成を図るため、「広報おのみち」へ啓発記事を掲載します。	人権男女共同参画課

(施策2) 男女共同参画の視点に立つ教育・学習の充実

市民一人ひとりが、ライフステージ*に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるよう、男女共同参画の視点を踏まえた学校教育や生涯学習を推進します。

事業NO	取組	内容	担当課
75	男女共同参画に関する学習会への支援	市民の自主企画・運営による男女共同参画社会実現のための学習会に対し、講師謝礼金を助成します。	人権男女共同参画課
76	児童・生徒への男女共同参画に関する教育の推進	児童・生徒が男女共同参画について理解し、誰もがお互いの個性や意思を尊重できるよう、児童・生徒の発達段階に応じた取組の充実を図ります。	教育指導課
77	職員の育成	人材育成基本方針に基づき、市の持続的発展を担うとともに、市民の期待に適切に応え、男女共同参画を促進する職員を育成します。	職員課
78	キャリア教育*の推進	適切な職業観・勤労観を育み、将来への夢と社会の一員としての夢と志を抱く子供の育成を目指し、組織的・系統的なキャリア教育*の充実を図ります。	教育指導課

成果目標

	指標	現況値		目標値 (令和8年度)
③⑥	男女共同参画が進んでいると感じる市民の割合	37.7%	令和3年度	50%
③⑦	性別役割分担意識について賛成する人の割合	26.5%	令和2年度	
③⑧	教育の場において男女が平等であると思う人の割合	67.0%	令和2年度	
③⑨	家庭生活の中において男女が平等であると思う人の割合	25.6%	令和2年度	
④⑩	社会通念・慣習、しきたりなどにおいて男女が平等であると思う人の割合	13.6%	令和2年度	
④⑪	「男女共同参画社会」という用語の認識度	66.3%	令和2年度	100%

方針3 性の多様性を認め合う意識の醸成

現状と課題

性的指向*・性自認*については、社会への十分な理解が深まっていないことから、偏見や差別を受ける人が少なくありません。様々な偏見や差別は、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景としてさらに複合的な困難を抱えることにつながる場合があります。

市民意識調査によると、性的マイノリティ（LGBT等）*について、67.7%の市民が「知っている」と回答しており（p.87・図表41）、性的マイノリティ*の人の生活環境について、「生活しづらいと思う」と回答した人は8割を超えています。（p.87・図表42）

また、性的マイノリティ*の人が生活しやすくなるための取組について、「生徒や市民への対応を想定し、小中学校、高等学校などの学校教員や行政職員への研修等を行う」、「働きやすい職場環境づくりのための働きかけを行う」、「パートナーシップ制度を導入する」、「法律等に、性的マイノリティ*の人への偏見や差別解消への取組を明記する」が上位となっています。（p.87・図表43）

市民が、性的指向*・性自認*に関する正しい知識を深め、意識を高めるために取り組むとともに、性的マイノリティ（LGBT等）*の人が、生活しやすい環境づくりを進める必要があります。

今後の取組

（施策1） 性の多様性についての理解の促進

市民が、性的指向*・性自認*に関する正しい知識を深め、意識を高めるために取り組むとともに、相談体制を整備するなど、当事者が生活しやすい環境づくりを推進します。

事業NO	取組	内容	担当課
79	性的マイノリティ（LGBT等）*に対する理解の促進	性的マイノリティ（LGBT等）*に対する理解を深めるための啓発に努めます。	人権男女共同参画課
80	男女の性の理解についての教育の推進	児童・生徒がそれぞれの性の違いを理解し、生命を尊重し、望ましい人間関係を構築することができる教育を推進します。	教育指導課
81 新規	性の多様性に関する相談体制の充実	相談員が、性の多様性に関する知識を、より一層深めるため、情報収集を行うとともに、研修会等への参加を促進します。	人権男女共同参画課
82 新規	性の多様性を尊重する取組の推進	性の多様性に関するハンドブックの作成、パートナーシップ宣誓制度*等の導入の取組を推進します。	人権男女共同参画課